

1 ICT 活用工事

1-1 概要

ICT 活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す ICT 施工技術を全面的に活用する工事である。

※小規模土工とは、次の作業内容を対象とする。

- ・ 1 箇所当たりの施工土量が 100m³ 程度までの掘削、積込みおよびそれらに伴う運搬作業
 - ・ 1 箇所当たりの施工土量が 100m³ 程度まで、または平均施工幅 2 m 未満の床掘りおよびそれに伴う埋戻し、舗装版破碎積込（舗装厚 5 cm 以内）、運搬作業
- また、適用土質は、土砂（砂質土および砂、粘性土、レキ質土）とする。

なお、「1 箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1 箇所当たりのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を 1 箇所とする。

1-2 ICT 活用工事における土工

次の①（選択）②③⑤の段階で ICT 施工技術を活用することを ICT 活用工事における小規模土工とする。また「ICT 小規模土工」という略称を用いる。

- ① 従来手法（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、小規模土工に ICT 施工技術を活用する場合はそれぞれ実施要領および積算要領を参照すること。

1-3 ICT 施工技術の具体的内容

ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤および表－1 によるものとする。

①起工測量（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、次の 1)～8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

②3次元設計データ作成

1-3 ①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元設計データを作成する。

③ICT 建設機械による施工

1-3 ②で作成した3次元設計データを用い、次の 1) により施工を実施する。

ただし、施工現場の環境条件により、③ICT 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても ICT 活用工事とする。

- 1) 3次元MG建設機械

※MG：「マシンガイダンス」の略称

- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
基本的に作業土工であるため該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

1－3②による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

《表－1. ICT 活用工事と適用工種（その1）》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	測量	—	○	○	①、②、⑤ ②⑥、②⑦	土工
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、③、③⑤	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、④、⑤ ②⑥	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑤	土工
ICT建設機械による施工	3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT建設機械	○	○	—	

【凡例】○：適用可能 —：適用外

《表－1. ICT 活用工事と適用工種（その2）》

【関連要領等一覧】	①	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	②	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑥	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦	TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
	⑪	音響測深機器を用いた出来形の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑭	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑯	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉑	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
	㉒	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	㉖	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉙	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉚	モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

1－4 ICT 活用工事の対象工種

ICT 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける次の工種が含まれる工事とする。

(1) 対象工種

- 1) 河川土工
 - ・掘削工
- 2) 道路土工
 - ・掘削工
- 3) 〇〇工
 - ・作業土工

(2) 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準および規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

(3) 対象規模

ICT 活用工事の対象規模は、小規模土工※を含む工事とする。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・ 1 箇所当りの施工土量が 100m³ 程度までの掘削、積込みおよびそれらに伴う運搬作業
 - ・ 1 箇所当りの施工土量が 100m³ 程度まで、または平均施工幅 2 m 未満の床掘りおよびそれに伴う埋戻し、舗装版破碎積込（舗装厚 5 cm 以内）、運搬作業
- また、適用土質は、土砂（砂質土および砂、粘性土、レキ質土）とする。
- なお、「1 箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1 箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を 1 箇所とする。

2 ICT 活用工事の実施方法

2－1 発注方式

ICT 活用工事の発注は、次の方式によるものとするが、工事内容および地域における ICT 施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

(1) 受注者希望型

対象工種を含む発注工事を対象とし、受注者からの希望により ICT 活用工事を実施する工事に適用する。

※その他

ICT 活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT 活用工事として事後設定できるものとし、ICT 活用工事設定した後は、受注者希望型と同様の取扱いとする。

2－2 ICT 活用工事の実施に関する協議

受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、具体的な工事内容および対象範囲（原則、本工事の土工施工範囲の全てを対象とする。）について、様式-1 の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に ICT 活用工事を行うことができる。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

3 ICT 活用工事の実施推進のための措置

3－1 工事成績評価における措置

ICT 活用施工を実施した場合、発注方式にかかわらず、創意工夫における【施工】「ICT 活用工事加点」において該当する項目で評価するものとする。

ICT 活用工事加点として起工測量(選択)から電子納品までの「1－2①②③⑤」の段階で ICT を活用した工事。

※本項目は1点の加点とする。

※ただし、以下については ICT 活用工事として評価する。

1) 施工現場の環境条件により、③ICT 建設機械による施工が困難となる場合の、従来型建設機械による施工

(i) 受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により工事目的物である土工において ICT 活用施工(1－2①②③⑤)を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

4 ICT 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 活用施工を導入し、ICT 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4－1 施工管理、監督・検査の対応

ICT 活用施工を実施するに当たって、国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領(表－1【要領一覧】)に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員および検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4－2 3次元設計データ等の貸与

(1) ICT 活用工事に必要な3次元設計データを作成していない場合は、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」および「3次元設計データ作成」を受注者に指示し、これに係る経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、ICT 活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」および「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に指示し、これに係る経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4－3 工事費の積算

(1) 受注者希望型

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準(従来基準)に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案により ICT 活用工事を実施する場合、ICT 活用施工を実施する項目については、滋賀県土木交通部が定める「土木工事標準積算基準書・土木工事標準積算基準書(参考資料)」および以下に基づき積算し、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT 活用について協議を行う際には、「1－2①～③」に係るそれぞれの数量および対象範囲を明示するものとする。

・ICT 活用工事積算要領(小規模土工)

4－4 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ICT 活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

4－5 アンケートへの協力

受注者は、工事完了後 14 日以内に別紙の「(様式－2) ICT 活用工事の実施におけるアンケート調査」を提出するものとする。

5 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。